

手数料の返還率

求職者がその責めに帰すべき事由に基づき、退職した場合には、勤務開始後1ヶ月以内、3ヶ月以内、6ヶ月以内をそれぞれ返戻対象期間と定め、紹介手数料のうち次の金額を在職期間に応じて、退職日の属する月の翌月末に返戻する。

1ヶ月以内の場合 ― 当初受領額の80%

3ヶ月以内の場合 ― 当初受領額の50%

6ヶ月以内の場合 ― 当初受領額の10%

許可番号 13-ユ-305898

事業所の名称及び所在地 Tycoon Executive search 株式会社

東京都千代田区麹町二丁目3番地9 麹町プレイス5F
